

教育委員会定例会協議報告事項

令和7年4月22日

【報告事項】

- 教育に関する事務の点検及び評価方法について (教育総務課 資料P 1)
- 栃尾地域学校再編検討会報告書について (学務課 資料P 2～12)
- 長岡市こども計画の策定について (子ども政策課 資料P 13～15)
- 長岡市立学校遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金の交付等に関する要綱の一部改正について (学務課 資料P 16～18)
- 長岡市児童生徒全国大会等出場者に対する報奨金交付要綱の一部改正について (学務課 資料P 19～20)
- 長岡市地域クラブの認定等に関する要綱の制定について (学校教育課 資料P 21～29)
- 長岡市地域クラブ活動指導人材認定要綱の制定について (学校教育課 資料P 30～33)
- 長岡市子育て世帯家計支援給付金支援事業(物価高騰対応)実施要綱の一部改正について (子ども政策課 資料P 34～42)
- 長岡市マタニティライフ応援金給付事業実施要綱の廃止について (子ども政策課 資料P 43～44)
- 長岡市不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正について (こども家庭センター 資料P 45～49)
- 長岡市一時保育事業利用者負担軽減補助金交付要綱の制定について (保育課 資料P 50～52)
- 長岡市私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱等の廃止について (保育課 資料P 53～54)
- 附属機関等会議報告について
 - ・ 令和6年度 長岡市公立学校通学区域審議会 (学務課 資料P 55)
 - ・ 令和6年度 第2回長岡市文化財保護審査会 (科学博物館 資料P 56)
 - ・ 第4回長岡市文化財保存活用地域計画策定協議会 (科学博物館 資料P 57)
 - ・ 令和6年度 第4回長岡市子ども・子育て会議 (子ども政策課 資料P 58)

教育に関する事務の点検及び評価方法について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、長岡市教育委員会が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、次のとおり実施するもの

1 評価の対象

令和 6 年度に教育委員会が実施した事務

2 点検・評価の項目

- (1) 教育委員会会議の開催及び審議状況
- (2) 長岡市教育振興基本計画（令和 3 年 3 月改定）の施策の内容についての点検評価（当該年度の具体的な取組及び成果、今後の方向性等）

3 点検・評価のスケジュール（案）

- ・ 4 月 令和 6 年度の事務について自己点検・評価
- ・ 6 月 3 日 教育委員会協議会
- ・ 6 月下旬 評価報告書の送付（事務評価委員）
- ・ 7 月上旬 事務評価委員会
- ・ 7 月中旬 事務評価委員が各自の意見を提出
- ・ 8 月上旬 事務評価委員長が委員会の意見を取りまとめて提出
- ・ 8 月 19 日 教育委員会定例会で報告書を決定（議決）
- ・ 9 月 市議会に報告、公表

4 学識経験者の知見の活用

- (1) 学識経験者 3 名で構成する長岡市教育委員会事務評価委員会を開催する。
山田 修 氏（元中学校長）
渡辺 美子 氏（ながおか市民協働センター長）
武石 枝利子 氏（寺子屋キッズ 代表）
- (2) 教育委員の意見を反映させた自己点検の報告書に対し、事務評価委員会で議論。同委員会における意見を報告書に付し、最終報告書とする。

5 市議会への報告、公表について

- (1) 市議会 9 月定例会（文教福祉委員協議会）に報告事項として提出する。
- (2) 会議録及び報告書については、ホームページで公開する。

6 その他

令和 7 年度に予定している次期長岡市教育振興基本計画の策定（令和 8 年度から令和 12 年度）に伴い、令和 9 年度からの事務評価書の構成（令和 8 年度分の事務評価）についての見直しを予定

栃尾地域学校再編検討会報告書について

1 栃尾地域学校再編検討会報告書について

栃尾地域における、今後の学校再編及び再編後の特色ある教育活動について、保護者及び地域の意見を聴くため、区長会やコミュニティ協議会等に協力を依頼して選出された委員20人による栃尾地域学校再編検討会が令和6年5月に設置された。同会は、計6回の検討会で出た意見を総括し、「栃尾地域における小学校中学校のあり方に係る栃尾地域学校再編検討会報告書」にまとめ、教育委員会に提出（R7.3.26教育長受領）した。

2 栃尾地域における小学校中学校のあり方に係る報告書について（別添資料参照）

【報告書の概要】

(1) 令和10年4月を目指して小学校中学校の再編を提案

令和16年4月頃までをめどに小中学校を1箇所再編し、その後「義務教育学校」又は「小中一貫校」を創設

2つの再編とも、どの学校を使用するかは、市教育委員会に委ねる。

(2) 学校再編に伴い、次の配慮を提案

- ア. 学校内部に“学校と地域のつなぎ役（コーディネーター）”を配置し、地域と連携
- イ. 学習支援員を厚く配置する等、特別な支援が必要な子どもも通え学べる環境の整備
- ウ. 遠距離通学となる児童生徒へ、スクールバスによる手厚い登下校支援
- エ. 地域と家庭と学校が気さくに情報共有できるコミュニティ教室の新設
- オ. 教育環境を考えた再編の印象となるよう、新たな学校名を冠するなど、地域に配慮
- カ. 学校運営協議会は、教育環境の向上を継続して考えると共に、地域の繋がりを保持
- キ. 児童生徒、保護者、地域住民の思いにも配慮をしながら、市で使用する学校を決定
- ク. 空き校舎を栃尾地域全体の活性化に活用

3 今後のスケジュールについて

- (1) 教育委員会が学校再編（1小1中）及び使用する施設の方針を決定
- (2) 小学校3校及び中学校2校で、保護者並びに未就学児の保護者に再編等方針を説明
- (3) 保護者への内容説明終了後、トチオーレ等で地域住民に再編等方針を説明
- (4) 再編に係る保護者等の賛同を得た後、条例を改正
- (5) 条例改正後、学校再編に向けた実務開始（教育課程、校歌、校章、スクールバス等）

栃尾地域における小学校中学校のあり方に係る
栃尾地域学校再編検討会報告書

令和7年3月26日

栃尾地域学校再編検討会

1 はじめに

全国的な少子化の流れは栃尾地域でも顕著であり、地域の大きな課題となっています。令和4年度に長岡市出雲崎町小中学校PTA連合会 栃尾ブロックが、小中学校・幼稚園・保育園・こども園の保護者と小中学校の児童生徒を対象に「栃尾地域の子育て環境に関する意識調査」を実施しました。この調査の中で栃尾地域の出生数と今後の児童生徒の予想数を資料として示したうえで、各園・学校の保護者に対して、今後の栃尾地域の小中学校の編成規模についてどうあるべきだと思うかと意見をきいたところ、44%が減少に伴って2校ずつの合併で対応していく、また、41%が小学校2校、中学校1校程度になるような大規模な合併を検討してもよいと思う、との回答がありました。

この結果から栃尾地域における小中学校のあり方の検討を行うため、栃尾地域の代表、学校保護者の代表など各団体の代表者を構成員（項番8参照）とし、栃尾地域の小中学校長および栃尾高等学校長をオブザーバーとした、栃尾地域学校再編検討会を立ち上げ、令和6年7月から翌年1月まで合計6回の話し合いを重ねてきました。

この再編検討会では、栃尾地域における小中学校の現状と課題を把握した上で、子どもたちが多様な考え方にふれあう機会や集団としての活動の意義などの視点から、学校のあり方や特色ある教育活動などについて、さまざまな意見が交わされました。

中でも、再編後の小中学校の校数や場所については、将来的な児童生徒数の推移や、今ある学校施設をこれからも引き続き使用していける校舎の構造などについて、各委員が様々な意見を出し合いました。時には、通学させる保護者や栃尾地域の各地区の住民の思いを踏まえながら、子どもたちの教育環境を良くしていくことに重点を置いて検討を続けてきました。

少子化が進行していく中で、既存の各学校をこのまま維持していくと、児童生徒同士でさまざまな考えに触れる機会や、集団学習の機会が今より減ってってしまうことは確実です。本再編検討会では、人口の大幅な増加は見込めない状況で、徐々に学校の再編を繰り返していくのは児童生徒たちの環境変化の点でも望ましいものではなく、より望ましい環境を長く維持するには、栃尾地区全体を捉えて小中学校の再編を行うことが必要だという結論に至りました。

現存する栃尾地域の校舎をそのまま活用することを前提に、すべての小中学校の児童生徒を1箇所に集約できるのは令和16年度ころと推計できましたが、その一方で、令和10年度の栃尾地域の小学校1年生は合計27人と推定されて

います。児童同士でさまざまな考えに触れる機会や、集団学習の機会が今より減ってしまうのは明らかであり、小学校と中学校が 1つの校舎に集約できる見込みの令和 16 年度ころまで待つことは適当でないと考えます。

これらのことから本再編検討会では、より多くの児童生徒との交流や、集団学習ができる教育環境を整えることが大切であると考え、令和 10 年 4 月を目指して小学校を再編し、集団規模を保つ新たな学び舎にすることを提案します。

また、小学校の児童数の減少は、時を置いて中学校の生徒数の減少に繋がるため、中学校の教育環境も整えていかなければなりません。小学校で再編を体験した児童が、中学生になって 2 度目の再編を体験することがないように、中学校の再編時期には配慮が必要です。

小学校と中学校を再編することで児童生徒の集団規模を一時的に保つことはできます。しかしながら、その後も少子化が進むことで、徐々に小中学校とも在校生数が減っていきます。令和 10 年 4 月に小学校に入学した 1 年生が中学校に進学する令和 16 年度には、小中両校の在校生数が減って、1つの施設に集約できる検討時期と重なることから、児童生徒の集団規模を保つため、第 2 段階として、この頃に小中学校を 1 箇所を集約して一体型校舎にすることを提案します。

そして栃尾全域のすべての児童生徒が一体型校舎で学習することに合わせて、義務教育 9 年間を連続した教育課程として編成する、長岡初の「義務教育学校」あるいは「小中一貫校」を創設することを、最終段階として提案します。

- 【第 1 段階】 令和 10 年 4 月を目指して小学校中学校を再編し、集団規模（学級数）を一定程度保つ学び舎にすること
- 【第 2 段階】 令和 16 年 4 月頃までをめどに小学校中学校を 1 箇所を集約して、小中学生が一体型校舎（既存のどこかの学校校舎）で学んでいくこと
- 【最終段階】 栃尾地域のすべての児童生徒が一体型校舎で学習することに合わせて、長岡初の「義務教育学校」あるいは「小中一貫校」を創設すること

本再編検討会のまとめにあたり、この「栃尾地域における小学校中学校のあり方に係る報告書」を長岡市教育委員会に提出します。報告書には、小学校と中学校それぞれの再編について、また、再編するにあたり配慮いただきたい事項などを記しました。栃尾地域は広域にわたるため、学校再編については、山間地域の登下校の困難さや、近くの学校がなくなってしまう地域住民の思いなど、配慮すべき要因が非常に多くあります。校舎の耐用年数などだけでなく、児童生徒、保護者、地域住民の意見を幅広く集約し、最大限の配慮をしていただくことをお願いいたします。

今後、栃尾地域における小中学校のあり方を長岡市が計画するにあたり、この報告書を御活用いただきたいと思います。再編後の小中学校として使用する施設の場所の検討については、本再編検討会で深く協議した結果、市に委ねたい旨、申し添えます。

2 小学校について

長岡市においては小学校1年生と2年生の1学級の人数は32人以下で編制するという方針ですが、令和10年度の栃尾地域の小学校1年生の人数は、地域全体を合わせても1学級に満たない27人と推定されております。

令和7年度からは下塩小学校が栃尾東小学校と統合するため、地域の小学校は3校となりますが、その後も各校の児童数は年々減少していきます。1学級の人数が少なければ一人ひとりに応じたきめ細かい指導をしていただける反面、人間関係がこじれると孤立の可能性があったり、体育の授業での集団競技や音楽の授業での合奏といった学習活動の成立が難しくなったりすることが生じてきます。

栃尾地域には、小規模教育でも複数の小学校があったほうがいいのかという意見も本再編検討会では出ました。しかしながら、「より多くの児童との交流があり、集団学習の機会ができる教育環境を整えることが大切である」と考え、学校数の再検討をしたうえで、令和10年4月を目指して小学校を再編することを提案します。

3 中学校について

小学校の児童数の減少は、時をおいて中学校の生徒数の減少に繋がるため、中学校の教育環境も整えていかなければなりません。小学校で再編を体験した児童が、中学生になって2度目の再編を体験する可能性を減らすため、市が小学校の再編を行う時期に合わせて、中学校も同じ時期に再編することを提案します。

4 学校再編の主な利点

- ① 1学級における男女比の偏りを減らせます。
- ② より広いコミュニケーションを築けます。
- ③ 体育や音楽などの集団学習が多様になります。
- ④ より多くのまつりや行事を体験でき、郷土を知る教育が多様になります。

5 学校再編に伴い配慮いただきたい内容について

- (1) 栃尾地域には特色のある資源があり、また、地域に根差す豊富な人材がいます。しかし、より多くのまつりや行事などの資源や人材を授業に活かし、郷土愛を育む教育に繋げていくには、働き方改革が進められている学校現場だけに任せると負担が大きいと考えます。再編検討会で他市の取り組みを参考に検討した結果、学校内部に“学校と地域のつなぎ役(コーディネーター)”を配置し、地域と連携することに力を入れていくべきと考えます。
- (2) 大勢の中に入ることが困難など支援が必要な児童生徒に対して充実した支援が行えるよう、地域の人材を生かして「学習支援員」を厚く配置するなど、一人ひとりにきめ細やかな指導(少人数指導)の推進をお願いします。
- (3) 栃尾地域は広域にわたり、学校再編に伴い遠距離通学となる児童生徒が大勢出てくるため、スクールバスによる手厚い登下校支援をお願いします。
- (4) 地域と家庭と学校が気さくに情報共有できるコミュニティ教室の新設をお願いします。
- (5) 再編する小学校中学校は、教育環境を考えた学校再編との印象となるよう、新たな学校名を冠するなど、地域に配慮をお願いします。
- (6) 学校運営協議会は、教育環境の向上を継続して考えていくとともに、地域との繋がりを保持していくよう、をお願いします。
- (7) 建築年数だけでなく、児童生徒、保護者、地域住民の思いにもきめ細やかな配慮をしながら、市で使用する学校を決定するようをお願いします。

6 むすびに

小学校中学校の再編が進んだ後も、少子化は進んでいきます。栃尾の子どもたちが減り続けていくと、この報告書で再編を提案する小学校と中学校も、「はじめに」の項で示したように、1つの校舎に一体となり、小中学校が1つの校舎で一緒に学ぶことも見据えていかなければならないと考えます。

また、学校再編に伴い空くことになる校舎が出ますが、これを栃尾地域の特色を活かした活動ができる場所としたり、避難所として、施設の継続や、栃尾地域全体の活性化につなげていく新たな施設として利活用していくための検討を、関係機関と連携して進めることも合わせて提案します。

今回の報告書はあくまでも限られた検討会委員で検討した結果をまとめたものです。長岡市で学校再編の方向性を出す前に再編予定年に当事者となる保護者や学校再編に関心のある地域住民の意見を広く聞く機会を必ず設けていた

きたいと思います。

最後になりますが、今回の学校再編検討によって、家庭・地域と学校がより一層強く結び付くことを期待します。この報告書を提出した後、長岡市が学校再編の内容をさらに検討することと思いますが、その検討内容に対して地域全員で同じ方向性をもって取り組んでいくことが、これからの新たな栃尾地域を創り上げていくことにつながります。多くの大人が本気で子どもたちの幸せを考えることが子どもたちの幸せと栃尾地域の明るい未来につながると信じて、私たちはこの報告書を提出いたします。

7 栃尾地域学校再編検討会開催状況

開催	期日	内容
第1回	令和6年7月4日	・児童生徒数及び今後の推移ほか
第2回	令和6年8月30日	・特色ある教育活動の事例ほか
第3回	令和6年10月24日	・特色ある教育活動の事例の講演会 ・グループワーク『栃尾地域で、どんな小中学校をつくりたいか』1回目
第4回	令和6年11月20日	・グループワーク『栃尾地域で、どんな小中学校をつくりたいか』2回目
第5回	令和6年12月17日	・グループワーク『栃尾地域における小学校中学校のあり方に係る提言書(案)』1回目
第6回	令和7年1月21日	・グループワーク『栃尾地域における小学校中学校のあり方に係る提言書(案)』2回目

8 栃尾地域域学校再編検討会委員名簿

No.	区分	団体名・役職		氏名
1	地区代表	栃尾地区区長会副会長		外山 久伊
2		栃尾地区区長会副会長		星野 正子
3		下塩谷地区区長会会長		佐野 実
4		東谷地区区長会会長		五十嵐 隆
5		西谷地区区長会会長		多田 保夫
6	とちおコミュニティ協議会代表	運営委員	小中学校PTA連 合会 新旧栃尾ブ ロック長	田中 浩一
7		運営委員		水口 尚哉
8		元運営委員		高橋 一彰
9	保護者代表	栃尾南小学校PTA会長		今井 寛
10		栃尾東小学校PTA会長		難波 清貴
11		下塩小学校PTA会長		中村 笑
12		東谷小学校PTA会長		宮 正高
13		秋葉中学校PTA会長		西片 吉邦
14		刈谷田中学校PTA会長		稲田 孝志
15	保育園等代表	栃尾保育園協会会長		佐藤 義尚
16		みどりこども園長		伊東 一男
17		認定こども園栃尾天使幼稚園長		高橋 尚子
18	地域代表	通学区域審議会委員		阿部 可子
19		主任児童委員		西川 富士子
20		元地域委員		吉田 美紀子

9 参考資料：栃尾地域学校再編検討会の会議資料ほか

資料作成：長岡市教育委員会

(1) 栃尾地域の小・中学校施設状況

	学校名	一般校舎		屋内運動場		校地面積 (㎡)	プール (m)
		建築年	(㎡)	建築年	(㎡)		
小学校	栃尾南	昭和55	5,991	昭和55	1,675	23,403	25×15、15×9
	栃尾東	昭和50～52	6,505	昭和52	1,551	23,783	25×15、15×9
	東谷	昭和44	2,762	昭和44	707	16,521	25×13
中学校	秋葉	昭和54～平成4	7,749	昭和32～37	2,251	50,668	ダイエープロビス
	刈谷田	昭和63～平成元	7,516	平成元	2,929	47,451	フェニックスプール

(2) 小学校

- ア. 建築年度は、栃尾南小学校が昭和 55 年築、栃尾東小学校が昭和 50 年築、東谷小学校が昭和 44 年築です。
- イ. 栃尾東小学校は平成 27 年度に大規模改造工事で、屋上防水・外壁・内装・職員児童トイレ・空調・衛生設備の改修、給食室棟の増築を行い、また、エレベーターや児童玄関前にスロープを設置してバリアフリー化しています。
- ウ. 校舎の面積は、栃尾南小学校が 5,991 ㎡、栃尾東小学校が 6,505 ㎡、東谷小学校が 2,762 ㎡で、屋内運動場の面積は、栃尾南小学校が 1,675 ㎡、栃尾東小学校が 1,551 ㎡、東谷小学校が 707 ㎡です。
- エ. 校地の面積は、栃尾南小学校が 23,403 ㎡、栃尾東小学校が 23,783 ㎡、東谷小学校が 16,521 ㎡です。
- オ. 場所は、栃尾南小学校が上の原町、栃尾東小学校が栃尾原町、東谷小学校が栃堀です。

(3) 中学校

- ア. 建築年度は、秋葉中学校の校舎が平成 4 年築、刈谷田中学校の校舎が昭和 63 年築です。
- イ. 秋葉中学校の屋内運動場は昭和 32 年から同 37 年に建築されており、老朽化が進んでいます。
- ウ. 刈谷田中学校では、エレベーターや生徒玄関スロープの設置工事が令和 6 年度中に完成します。
- エ. 校舎の面積は、秋葉中学校が 7,749 ㎡、刈谷田中学校が 7,516 ㎡、屋内運動場の面積は、秋葉中学校が 2,521 ㎡、刈谷田中学校が 2,929 ㎡です。
- オ. 校地の面積は、秋葉中学校が 50,668 ㎡、刈谷田中学校が 47,451 ㎡です。
- カ. 場所は、秋葉中学校が上の原町、刈谷田中学校が吉水です。

(4) 栃尾地域の児童生徒数の推移(令和6年5月1日現在の住民基本台帳人口から推計)

栃尾地域小学校児童数の推移

年度	学校名	1年 人数	2年 人数	3年 人数	4年 人数	5年 人数	6年 人数	合計
令和6	栃尾東小	38	35	33	39	49	45	239
	下塩小	5	4	6	1	8	7	31
	栃尾南小	12	15	32	28	32	39	158
	東谷小	7	9	8	5	15	8	52
	合計	62	63	79	73	104	99	480
	学級数	2	2	3	3	3	3	16
令和7	栃尾東小	25	43	39	39	40	57	243
	栃尾南小	32	12	15	32	28	32	151
	東谷小	6	7	9	8	5	15	50
	合計	63	62	63	79	73	104	444
	学級数	2	2	2	3	3	3	15
令和8	栃尾東小	26	25	43	39	39	40	212
	栃尾南小	17	32	12	15	32	28	136
	東谷小	4	6	7	9	8	5	39
	合計	47	63	62	63	79	73	387
	学級数	2	2	2	2	3	3	14
令和9	栃尾東小	30	26	25	43	39	39	202
	栃尾南小	13	17	32	12	15	32	121
	東谷小	2	4	6	7	9	8	36
	合計	45	47	63	62	63	79	359
	学級数	2	2	2	2	2	3	13
令和10	栃尾東小	13	30	26	25	43	39	176
	栃尾南小	12	13	17	32	12	15	101
	東谷小	2	2	4	6	7	9	30
	合計	27	45	47	63	62	63	307
	学級数	1	2	2	2	2	2	11
令和11	栃尾東小	23	13	30	26	25	43	160
	栃尾南小	17	12	13	17	32	12	103
	東谷小	3	2	2	4	6	7	24
	合計	43	27	45	47	63	62	287
	学級数	2	1	2	2	2	2	11
令和12	栃尾東小	17	23	13	30	26	25	134
	栃尾南小	12	17	12	13	17	32	103
	東谷小	2	3	2	2	4	6	19
	合計	31	43	27	45	47	63	256
	学級数	1	2	1	2	2	2	10
令和13	栃尾東小	15	17	23	13	30	26	124
	栃尾南小	11	12	17	12	13	17	82
	東谷小	2	2	3	2	2	4	15
	合計	28	31	43	27	45	47	221
	学級数	1	1	2	1	2	2	9
令和14	栃尾東小	14	15	17	23	13	30	112
	栃尾南小	10	11	12	17	12	13	75
	東谷小	2	2	2	3	2	2	13
	合計	26	28	31	43	27	45	200
	学級数	1	1	1	2	1	2	8
令和15	栃尾東小	13	14	15	17	23	13	95
	栃尾南小	9	10	11	12	17	12	71
	東谷小	2	2	2	2	3	2	13
	合計	24	26	28	31	43	27	179
	学級数	1	1	1	1	2	1	7
令和16	栃尾東小	12	13	14	15	17	23	94
	栃尾南小	8	9	10	11	12	17	67
	東谷小	2	2	2	2	2	3	13
	合計	22	24	26	28	31	43	174
	学級数	1	1	1	1	1	2	7

栃尾地域中学生生徒数の推移

年度	学校名	1年 人数	2年 人数	3年 人数	合計
令和6	秋葉中	52	37	58	147
	刈谷田中	64	54	53	171
	合計	116	91	111	318
	学級数	4	3	4	11
令和7	秋葉中	45	52	37	134
	刈谷田中	52	64	54	170
	合計	97	116	91	304
	学級数	3	4	3	10
令和8	秋葉中	51	45	52	148
	刈谷田中	53	52	64	169
	合計	104	97	116	317
	学級数	3	3	4	10
令和9	秋葉中	34	51	45	130
	刈谷田中	40	53	52	145
	合計	74	104	97	275
	学級数	3	3	3	9
令和10	秋葉中	39	34	51	124
	刈谷田中	41	40	53	134
	合計	80	74	104	258
	学級数	3	3	3	9
令和11	秋葉中	24	39	34	97
	刈谷田中	40	41	40	121
	合計	64	80	74	218
	学級数	2	3	3	8
令和12	秋葉中	22	24	39	85
	刈谷田中	41	40	41	122
	合計	63	64	80	207
	学級数	2	2	3	7
令和13	秋葉中	38	22	24	84
	刈谷田中	25	41	40	106
	合計	63	63	64	190
	学級数	2	2	2	6
令和14	秋葉中	21	38	22	81
	刈谷田中	26	25	41	92
	合計	47	63	63	173
	学級数	2	2	2	6
令和15	秋葉中	15	21	38	74
	刈谷田中	30	26	25	81
	合計	45	47	63	155
	学級数	2	2	2	6
令和16	秋葉中	14	15	21	50
	刈谷田中	13	30	26	69
	合計	27	45	47	119
	学級数	1	2	2	5

※小学校1, 2年生は1学級32人以下で編制、小学校3年生以上は1学級35人以下で編制
 ※ 学級数には、特別支援学級を含まない。

長岡市こども計画の策定について

長岡市こども計画（抜粋）

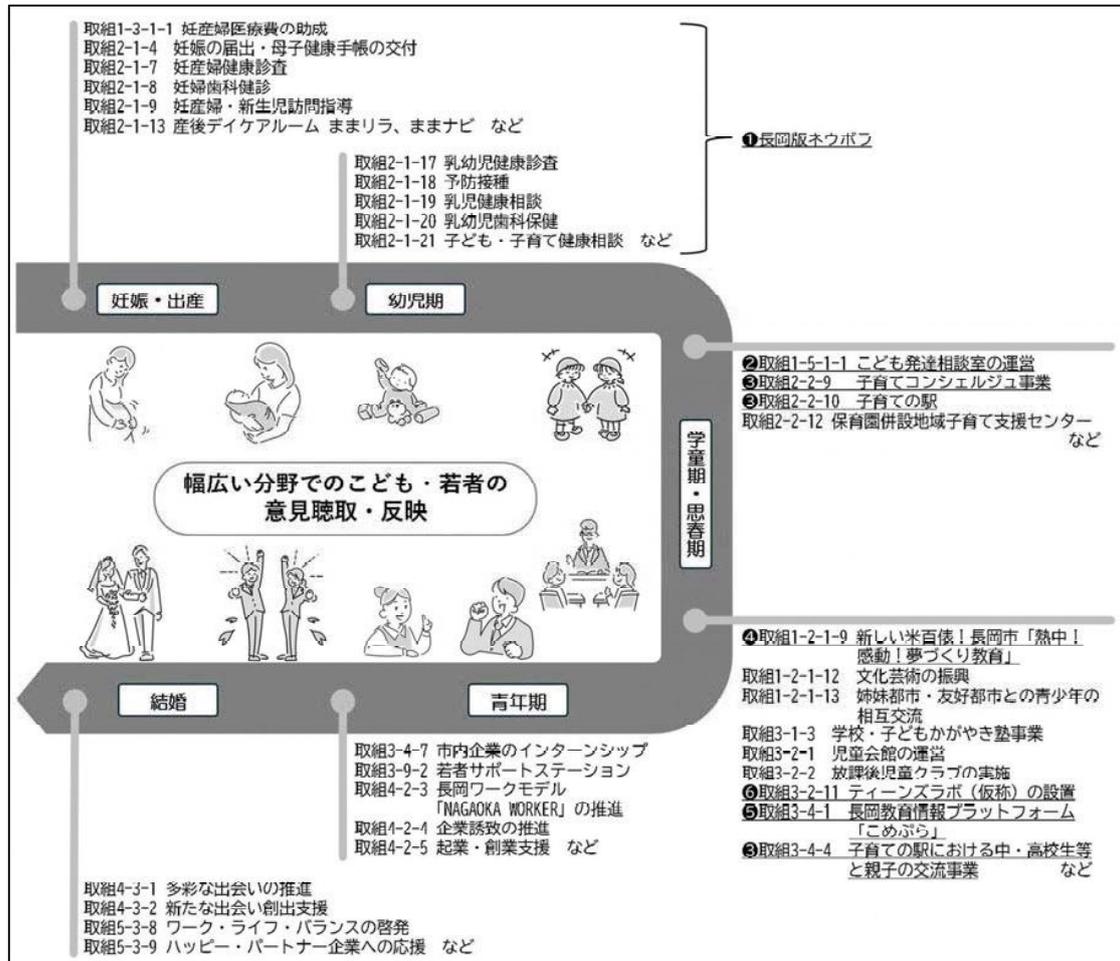
第2部 施策の展開

長岡で育つ

本計画では、妊娠・出産、子育て、教育、就職、結婚といったライフステージに応じた切れ目のない支援を展開することを通じて、こども大綱が掲げている少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策に取り組みます。下図に、当市の主な取組をまとめます。

また、幅広い分野での意見聴取を実施することを通じて、こども・若者のニーズをより的確に把握するとともに、こども・若者施策がより実効性のあるものになるよう取り組みます。

図表 58 ライフステージに応じた切れ目のない支援（主な取組）



①～⑥の取組は次ページに概要を記します。

①長岡版ネウボラ

妊娠・出産・育児を切れ目なく支援しています。保健師や助産師、保育士などの専門職員が、子育てコンシェルジュや母子保健推進員などと連携して、地域一体となって、きめ細やかに子育てをサポートしています。



②発達支援体制の「長岡モデル」

「心理士、教員経験者等の専門的知見を活かした園や学校へのアウトリーチ支援」「医療・保健・保育・教育・福祉など様々な分野の多職種連携」等、こどもの発達支援体制を構築し、個性・特性を大切にしながら多様な育ちを切れ目なくサポートします。



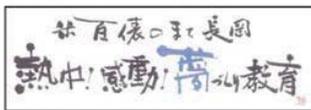
③子育ての駅

長岡オリジナルの「保育士や子育てコンシェルジュのいる屋根付き公園」です。保育・交流・相談・情報提供機能を有しており、中高生と親子の交流事業など世代・分野・文化を越えた人々が集い、交流できる場にもなっていて、地域全体でこどもを育む力を高めています。



④新しい米百俵！長岡市「熱中！感動！夢づくり教育」

「まちづくりの基本は人づくりである」と説いた「米百俵の精神」を受け継ぎ、「人材教育のまち長岡」として、オール長岡でこどものやる気や学ぶ意欲を引き出し、夢を描き、志を立てて生き抜く力を育てています。



⑤長岡教育情報プラットフォーム「こめがら」

こどもたちの未来のために、「米百俵の精神」の下、オール長岡が創る市独自の教育情報プラットフォームを構築・運用をしています。

このプラットフォームを通じて、こどもたち一人ひとりの興味、関心を追究できる学びや体験活動を提供しています。



⑥ティーンズラボ（ミライエ長岡）

米百俵プレイス ミライエ長岡において、中高生が自由に過ごせたり、個性や才能を発揮できたりする居場所を設置します。

（令和8年度から実施予定）



4. 計画の成果指標

基本理念の達成度を評価するため、成果指標を下記のとおり定めます。

図表 57 本計画の成果指標

対象	成果指標	区分	基準値 (R5又はR6)	目標値 (R10)	出典	基本目標
一丁目	「今の自分が幸せだ」と思う割合※	中高生	92.8%	95%	二一ズ調査	1
	「自分にはよいところがある」と思う割合※	小学生	84.0%	89%	全国学力・学習状況調査	1, 2
		中学生	83.4%	88%		
	将来の夢や目標を持っている割合	小学生	82.4%	87%	全国学力・学習状況調査	1
		中学生	66.3%	76%		
	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と思う割合※	小学生	67.1%	77%	全国学力・学習状況調査	1, 3
中学生		67.4%	77%			
若者	「今の自分が好きだ」と思う割合※	若者	61.3%	71%	若者意識調査	1
	「今の生活に満足している」と思う割合※	若者	64.5%	74%	若者意識調査	1, 4
	「自分の将来について明るい希望がある」と思う割合※	若者	50.0%	65%	若者意識調査	1
	「孤独である」と感じる割合	若者	44.1%	29%	若者意識調査	4
子育て当事者	長岡市の子育て環境や支援に対する満足度	未就学児保護者	67.0%	77%	二一ズ調査	3, 4
		小学生保護者	63.4%	73%		
	「育児が楽しい」と感じる割合	1.6歳児健診時	85.4%	90%	健診時アンケート	3, 4, 5
		3歳児健診時	78.2%	83%		
	「自分には良いところがある」と思う割合	子育て当事者	79.7%	84%	生活実態調査	2
「世帯の暮らしが苦しい」と感じる割合	子育て当事者	39.5%	29%	生活実態調査	3, 5	

※こども大綱における『「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標』と類似の成果指標

基本目標 1	すべてのこども・若者が健やかに育つ	基本目標 4	地域の輪がつながる
基本目標 2	これから親になる世代を育てる	基本目標 5	結婚・子育てと仕事の調和がとれた生活ができる
基本目標 3	親と子が共に学び育つ		

長岡市立学校遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金の交付等に関する要綱の一部改正について

本要綱の一部改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため、報告事項とする。

1 改正理由

大積小学校を青葉台小学校へ、下塩小学校を栃尾東小学校へ統合することに伴い、要綱を一部改正するもの

2 改正内容

- (1) 大積小学校区の児童に対しスクールバスを運行する。
- (2) 下塩小学校区の児童に対しスクールバスを運行する。
- (3) 下塩小学校区の児童がスクールバスに乗車することに伴い、栃尾東小学校区の学校から概ね2.5キロメートル以上の地域の児童に対し、スクールバスを運行する。

3 施行期日

令和7年4月1日

長岡市立学校遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金の交付等に関する要綱の一部を改正する要綱

長岡市立学校遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金の交付等に関する要綱（昭和59年長岡市告示第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
市立学校が存する地域	区分	運行区域等	対象となる児童生徒等	市立学校が存する地域	区分	運行区域等	対象となる児童生徒等
長岡地域	小学生	三俵野町、妙見町、中潟町、六日市町（134番を除く。）、大川原町及び岩野（仲島区域）	全学年	長岡地域	小学生	三俵野町、妙見町、中潟町、六日市町（134番を除く。）、大川原町及び岩野（仲島区域）	全学年
		大積町1、2、					
		3、大積善間町、大積熊上町、大積折渡町、大積三島谷町、大積灰下町、大積高鳥町、大積田代町、大積千本町					
(略)				(略)			
栃尾地域	小学生	大倉、北荷頃、一之貝、軽井	全学年	栃尾地域	小学生	児童の住居から通学する学	全学年

	沢、比礼、本津 川、田之口、西 野俣、中、木山 沢、森上、半蔵 金、田代、西中 野俣、新山、繁 窪、下来伝、上 来伝、松尾、栗 山沢、寒沢、吹 谷、小貫、土ヶ 谷、栃倉、鴉ヶ 島、水沢、滝之 口、入塩川、本 所、栃尾島田、 山葵谷、葎谷、 平中野俣、九 川、塩中、梅野 俣、塩新町、天 平、沖布、大野 原、陶山、上檜 出、下檜出、二 ツ郷屋、山口、 熊袋、二日町、 下塩、人面、文 納、山屋		学生	校までの片道 の通学距離が 4.0キロメー トル以上及び生 徒の住居から 通学する学校 までの片道の 通学距離が6.0 キロメートル 以上の区域
中学生	生徒の住居か ら通学する学 校までの片道 の通学距離が 6.0キロメー トル以上の区域	全学年		
(略)			(略)	

附 則
 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長岡市児童生徒全国大会等出場者に対する報奨金交付要綱の一部改正について

本要綱の一部改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため、報告事項とする。

1 改正理由

報奨金の交付を受けた者の実績報告書の提出を求めないこととしたため、要綱を一部改正するもの

2 改正内容

要綱の第10条（実績報告）を削除し、第11条を第10条とする。

3 施行期日

令和7年4月1日

長岡市児童生徒全国大会等出場者に対する報奨金交付要綱の一部を改正する要綱
 長岡市児童生徒全国大会等出場者に対する報奨金交付要綱(令和2年長岡市告示第93号)
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(その他)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>	<p><u>(実績報告)</u></p> <p><u>第10条 報奨金の交付を受けた者は、対象大会等に出場したことについて、当該対象大会の終了後1か月以内の日又は当該年度の末日いずれか早い日までに市長に報告しなければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>

附 則
 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

長岡市地域クラブの認定等に関する要綱の制定について

本要綱の制定は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため、報告事項とする。

1 制定理由

本要綱は、令和7年9月に開始予定の長岡市地域クラブ活動を、長岡市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針に沿った活動とするために統制し、基本方針の基本理念の実現を図るために、当該活動を行う団体を長岡市地域クラブとして認定等することについて、必要な事項を定めるもの

2 施行日

令和7年4月1日

長岡市地域クラブの認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針（以下「市基本方針」という。）に基づく地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）を適正に実施するため、地域クラブ活動を行う長岡市地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）の認定等を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(地域クラブの要件)

第2条 地域クラブは、市内に居住する中学生を対象とする活動を市内の施設等において行っている団体であって、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 次に掲げる事項が規定された規約、会則、定款等であって、社会通念上適正であると認められるものを備えていること。

ア 名称

イ 目的

ウ 総会に関する事項

エ 次に掲げる役員又はこれらに準ずる役員の設置に関する事項

(ア) 代表者

(イ) 副代表者

(ウ) 会計責任者

(エ) 監事

(2) 前号エに定める役員の全てが現に選任されていること。

(3) 営利を目的としないこと。

(4) 当該団体が実施する活動の種目が、中学生の望ましい成長に資するものであり、かつ、危険度の高いスポーツ活動に該当しないものであること。

(5) 当該団体が実施する活動の参加者の人数が、次に掲げる活動の区分に応じ、次に定める人数以上であること。

ア スポーツ活動 次の競技の区分に応じて次に定める人数

(ア) 個人競技 5人

(イ) 団体競技 指導する競技の試合を行うためにルール上必要な1チームの選手の数に1を加算した数の人数（その数が5人に満たない場合は、5人とする。）

イ 文化芸術活動 5人（ただし、吹奏楽にあっては、3人とする。）

(6) 長岡市地域クラブ活動指導人材認定要綱（令和7年長岡市告示第76号）の規定に基づく認定を受けた指導人材（以下「指導人材」という。）が2人以上所属していること。

(地域クラブの認定)

第3条 地域クラブは、地域クラブ活動を行うときは、市長の認定を受けなければならない。

(地域クラブ活動の原則)

第4条 地域クラブは、次の原則にのっとり地域クラブ活動を行わなければならない。

(1) 市基本方針に則して地域クラブ活動を行い、その実現に努めること。

(2) 市基本方針に定めるもののほか、本市の地域クラブ活動の推進に関する方針及び

施策に協力すること。

(地域クラブ活動の基準)

第5条 地域クラブは、次の基準に従って地域クラブ活動を行わなければならない。

- (1) 地域クラブ活動の参加者に対する指導、引率等は、市長及び市基本方針で規定する運営主体（以下「運営主体」という。）が指定する人数の指導人材が行うこと。
- (2) 地域クラブ活動の参加者及び指導人材を被保険者とする傷害保険及び賠償責任保険（市長及び運営主体が求める補償内容を満たすものに限る。）に加入すること。
- (3) 地域クラブ活動を実施する日及び回数、地域クラブ活動の参加等に関する手続き、地域クラブ活動の参加者が負担する年間登録料及び参加費並びに指導人材に対して支払う報酬の額は、市長及び運営主体が指定するものとする。

(地域クラブ活動の計画的な実施)

第6条 地域クラブは、次に定めるところにより、計画的に地域クラブ活動を実施しなければならない。

- (1) 地域クラブ活動について活動方針及び指導方針を定めるとともに、これらについて参加者の保護者等（以下「保護者等」という。）に説明し、意見交換等を行うミーティングを年に2回以上、定例的に開催すること。
- (2) 各年度末までに翌年度の地域クラブ活動計画を作成し、市長に提出するとともに、保護者等に周知を図り、前号のミーティングにおいて意見交換等を行うこと
- (3) 毎月末までに翌月の地域クラブ活動計画を作成し、保護者等に周知を図ること。
- (4) 当該年度の地域クラブ活動の終了後、その実績を市長に報告すること。

(認定申請)

第7条 第3条の認定を受けようとする団体の代表者は、長岡市地域クラブ認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請をしなければならない。

- (1) 団体の規約等の写し
- (2) 団体の役員、指導人材及び参加者の名簿
- (3) 前2号の書類のほか、市長が必要と認める書類

(認定手続)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、これを審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、当該申請に係る地域クラブを認定するかを決定するものとする。

2 市長は、前項の認定に条件を付けることができる。

3 市長は、第1項の認定に当たっては、学識経験者の意見を聴くものとする。

4 市長は、第1項の認定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を当該申請をした者に長岡市地域クラブ認定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

- (1) 認定年月日
- (2) 地域クラブとしての活動開始日
- (3) 第2項の規定により条件を付したときは、その条件

5 市長は、第1項の認定をしなかったときは、その旨及び理由を当該申請をした者に長岡市地域クラブ不認定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(変更の届出)

第9条 地域クラブの代表者は、認定に係る事項に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、地域クラブが次の各号に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 第2条各号の要件に該当しなくなったとき。
- (3) その地域クラブ活動が第5条及び第6条に定めるところにより行われていないとき。
- (4) その地域クラブ活動が第8条第2項により付した条件に反するとき。
- (5) 参加者の減少その他の事由によりその地域クラブ活動の継続ができなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるときのほか、認定を継続することが著しく適切でないとき。

2 市長は、前項の認定の取消しに当たっては、指導、勧告等を行い、期間を定めて是正を求めるなど、必要な措置を取らなければならない。

3 第8条第3項の規定は、第1項の認定の取消しについて準用する。

4 第1項の認定の取消しの効力の発生日は、当該認定の取消しを決定した日の属する年度の翌年度の4月1日とする。

5 市長は、第1項の規定により認定の取消しを行ったときは、その旨を長岡市地域クラブ認定取消通知書（別記第4号様式）により、当該地域クラブの代表者に通知するものとする。

(地域クラブの規模の調整)

第11条 地域クラブは、その地域クラブ活動への参加者の数とその活動の規模に比して過多となり、又は過少となったときは、市長及び運営主体と協議の上、当該地域クラブの分割又は近隣の地域クラブとの統合をするよう努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による認定は、令和7年9月1日以後に行うものとする。

3 市長、教育委員会、公益財団法人長岡市スポーツ協会及び公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の協議により開設された地域クラブ活動であって、令和7年度の当初において市立中学校において行われていた部活動の代わりに実施される地域クラブ活動については、地域クラブが実施する地域クラブ活動とみなす。

別記第1号様式（第7条関係）

長岡市地域クラブ認定申請書

年 月 日

長岡市長 様

申請者 団体名
代表者

長岡市地域クラブの認定を受けたいので、長岡市地域クラブの認定等に関する要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

団体名			
活動種目			
対象者			
活動場所			
活動日及び時間			
活動の参加者数			
代表者	ふりがな氏名		
	住所	〒	
	電話番号	e-mail	
担当者	ふりがな氏名		
	住所	〒	
	電話番号	e-mail	
添付書類	1 規約等の写し 2 役員、指導人材及び参加者の名簿 3 その他 ()		

第2号様式（第8条関係）

長岡市地域クラブ認定通知書

年 月 日

様

長岡市長



年 月 日付けで申請のあった長岡市地域クラブの認定について、申請に係る書類等の審査等の結果、長岡市地域クラブの認定等に関する要綱第8条の規定に基づき下記のとおり認定することを決定したので通知します。

記

団 体 名	
活 動 種 目	
対 象 者	
活 動 場 所	
活動日及び時間	
活動の参加者数	
認 定 年 月 日	年 月 日
活 動 開 始 日	年 月 日
認 定 の 条 件	別紙のとおり

長岡市地域クラブの認定の条件

- 1 長岡市地域クラブの認定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条に規定する原則を順守すること。

（地域クラブ活動の原則）

第4条 地域クラブは、次の原則にのっとり地域クラブ活動を行わなければならない。

- (1) 市基本方針に則して地域クラブ活動を行い、その実現に努めること。
- (2) 市基本方針に定めるもののほか、本市の地域クラブ活動の推進に関する方針及び施策に協力すること。

- 2 要綱第5条及び第6条の規定に従い地域クラブ活動を実施すること。

（地域クラブ活動の基準）

第5条 地域クラブは、次の基準に従って地域クラブ活動を行わなければならない。

- (1) 地域クラブ活動の参加者に対する指導、引率等は、市長及び市基本方針で規定する運営主体（以下「運営主体」という。）が指定する人数の指導人材が行うこと。
- (2) 地域クラブ活動の参加者及び指導人材を被保険者とする傷害保険及び賠償責任保険（市長及び運営主体が求める補償内容を満たすものに限る。）に加入すること。
- (3) 地域クラブ活動を実施する日及び回数、地域クラブ活動の参加等に関する手続き、地域クラブ活動の参加者が負担する年間登録料及び参加費並びに指導人材に対して支払う報酬の額は、市長及び運営主体が指定するものとする。

（地域クラブ活動の計画的な実施）

第6条 地域クラブは、次に定めるところにより、計画的に地域クラブ活動を実施しなければならない。

- (1) 地域クラブ活動について活動方針及び指導方針を定めるとともに、これらについて参加者の保護者等（以下「保護者等」という。）に説明し、意見交換等を行うミーティングを年に2回以上、定例的に開催すること。
- (2) 各年度末までに翌年度の地域クラブ活動計画を作成し、市長に提出するとともに、保護者等に周知を図り、前号のミーティングにおいて意見交換等を行うこと。
- (3) 毎月末までに翌月の地域クラブ活動計画を作成し、保護者等に周知を図ること。
- (4) 当該年度の地域クラブ活動の終了後、その実績を市長に報告すること。

- 3 要綱第11条に規定する調整に協力すること。

（地域クラブの規模の調整）

第11条 地域クラブは、その地域クラブ活動への参加者の数とその活動の規模に比して過多となり、又は過少となったときは、市長及び運営主体と協議の上、当該地域クラブの分割又は近隣の地域クラブとの統合をするよう努めなければならない。

第3号様式（第8条関係）

長岡市地域クラブ不認定通知書

年 月 日

様

長岡市長



年 月 日付けで申請のあった長岡市地域クラブの認定について、申請に係る書類等の審査等の結果、長岡市地域クラブの認定等に関する要綱第8条の規定に基づき下記のとおり認定しないことを決定したので通知します。

記

団 体 名	
活 動 種 目	
対 象 者	
活 動 場 所	
活動日及び時間	
活動の参加者数	
決 定 年 月 日	年 月 日
不 認 定 の 理 由	

第4号様式（第10条関係）

長岡市地域クラブ認定取消通知書

年 月 日

様

長岡市長



長岡市地域クラブの認定等に関する要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり長岡市地域クラブの認定を取り消すので通知します。

記

地域クラブの名称	
活 動 種 目	
認 定 年 月 日	年 月 日
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 の 理 由	

長岡市地域クラブ活動指導人材認定要綱の制定について

本要綱の制定は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため、報告事項とする。

1 制定理由

本要綱は、令和7年9月に開始予定の長岡市地域クラブ活動を、子どもたちが安心して安全に取り組むことができる活動とするために、当該活動において指導等を行う指導人材(指導スタッフ及び活動サポーター)を認定することについて、必要な事項を定めるもの

2 施行日

令和7年4月1日

長岡市地域クラブ活動指導人材認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡市地域クラブの認定等に関する要綱（令和7年長岡市告示第75号）の規定に基づく認定を受けた地域クラブが実施する、長岡市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針（以下「市基本方針」という。）に基づく地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）において安全管理、技術指導等を行うことができる指導スタッフ及び活動サポーター（以下「指導人材」という。）の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(指導人材の区分及び主な役割)

第2条 指導人材の役割は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げることとする。

(1) 指導スタッフ 地域クラブ活動における安全管理、技術指導等並びに地域クラブ活動に係る活動の計画の作成及び参加者との連絡調整等

(2) 活動サポーター 地域クラブ活動における安全管理及び指導スタッフの補助

(指導人材の要件)

第3条 指導人材は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

(1) 成人である者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校及びこれに類する学校に在籍する者を除く。）

(2) スポーツ活動又は文化芸術活動に対する熱意がある者

(3) 暴言、体罰、ハラスメントその他の不適格な行為（以下「不適格行為」という。）の防止について十分理解しており、不適格行為により本市及び他の教育委員会、中央競技団体、日本スポーツ協会等から処分を受けていない者

(4) 過去に性犯罪により有罪になっていない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する者に該当せず、また、当該規定する者及び同条第2号に規定する団体と密接な関係を有する者に該当しないもの

(6) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しないもの

(7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者に該当しないもの

(指導人材の認定手続)

第4条 指導人材の認定を受けようとする者（以下「認定希望者」という。）は、公益財団法人長岡市スポーツ協会又は公益財団法人長岡市芸術文化振興財団が運営する指導人材データベース（以下「データベース」という。）に登録した上で、市長が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受講しなければならない。

(指導人材の認定)

第5条 市長は、認定希望者のデータベースへの登録及び指定研修の受講の状況を確認し、適正と認めるときは、当該認定希望者を指導人材として認定するものとする。

2 前項の認定の有効期間は、指定研修を受講した日から3年間とする。

(指導人材の努力事項)

第6条 指導人材の認定を受けた者は、地域クラブ活動の充実を図るために、競技団体等が主催する研修会等に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する事項を含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。

(指導人材の認定の取消し)

第7条 市長は、指導人材の認定を受けた者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するに至ったときは、学識経験者の意見を聴取の上、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったことが明らかになったとき。
- (2) 次に掲げる行為があった場合において、改善に向けた指導又は勧告にかかわらず、なお改善されないとき。

ア 地域クラブ活動の指導における不適格行為

イ 市基本方針の規定に反する活動実施の主導等

- (3) 前2号に掲げるときのほか、認定の取消しが適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により指導人材の認定を取り消したときは、長岡市地域クラブ活動指導人材認定取消通知書(別記様式)により、その旨及び理由を速やかに当該指導人材に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(指導人材の要件に係る経過措置)
- 2 施行日から令和7年6月30日までの間における第3条第6号の規定の適用については、同号中「拘禁刑以上」とあるのは、「禁錮以上」とする。
(認定の有効期間に係る経過措置)
- 3 令和7年8月末日までに指定研修を受講した者については、認定の有効期間の始期は、第5条第2項の規定にかかわらず、同年9月1日とする。

別記様式（第7条関係）

長岡市地域クラブ活動指導人材認定取消通知書

年 月 日

様

長岡市長



長岡市地域クラブ活動指導人材認定要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり長岡市地域クラブ活動指導人材の認定を取り消したので通知します。

記

認定を受けた者	
認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
取消年月日	年 月 日
取消の理由	

長岡市子育て世帯家計支援給付金支援事業（物価高騰対応）実施要綱の一部改正について

本要綱の一部改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため、報告事項とする。

1 改正理由

令和7年2月市議会臨時会で予算可決された「子育て世帯家計支援給付金支援事業」（18歳未満の児童1人あたり1万円を支給する事業）を実施するため、要綱の一部を改正するもの

2 施行日

令和7年4月1日

長岡市子育て世帯家計支援給付金支援事業（物価高騰対応）実施要綱の一部を改正する要綱

長岡市子育て世帯家計支援給付金支援事業（物価高騰対応）実施要綱（令和4年長岡市告示第418号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(対象児童)</p> <p>第2条 この要綱において、給付金の支給額の算定の基礎となる児童（以下「対象児童」という。）は、<u>平成18年4月2日から令和7年3月31日</u>までの間に生まれた児童_____であって、<u>令和7年2月12日から令和7年3月31日</u>までの間において本市の住民基本台帳に記載されたことがあるものとする。</p> <p>（一般支給対象者に対する支給の申込み等）</p> <p>第5条 市長は、一般支給対象者（_____） _____本市が支給している児童手当の受給記録等に基づき、給付金の支給の資格を確認する者をいう。以下同じ。）に対し、給付金の支給の申込みを行う。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（一般支給対象者以外に係る申請受付開始日、申請期限等）</p> <p>第7条 <u>一般支給対象者以外の支給対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、別に定める受付開始日以後に市長に申請をしなければならない。</u></p>	<p>(対象児童)</p> <p>第2条 この要綱において、給付金の支給額の算定の基礎となる児童（以下「対象児童」という。）は、<u>平成17年4月2日から令和6年3月31日</u>までの間に生まれた児童（<u>婚姻している者を除く。</u>）であって、<u>令和5年7月3日から令和6年3月31日</u>までの間において本市の住民基本台帳に記載されたことがあるものとする。</p> <p>（一般支給対象者に対する支給の申込み等）</p> <p>第5条 市長は、一般支給対象者（<u>中学生までの対象児童に係る支給対象者のうち、本市が支給している児童手当の受給記録等に基づき、給付金の支給の資格を確認する者をいう。以下同じ。</u>）に対し、給付金の支給の申込みを行う。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（一般支給対象者以外に係る申請受付開始日、申請期限等）</p> <p>第7条 <u>中学生支給対象者（中学生までの対象児童に係る支給対象者であって、一般支給対象者でないものをいう。以下同じ。）及び高校生等支給対象者（一般支給対象者及び中学生支給対象者以外の支</u></p>

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から令和7年12月26日までとする。

3 一般支給対象者以外の支給対象者による申請及び本市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1)～(3) (略)

4 (略)

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 (略)

2 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、本市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年3月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、当該支給決定は取り消す

給対象者をいう。以下同じ。）は、給付金の支給を受けようとするときは、別に定める受付開始日以後に市長に申請をしなければならない。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から令和6年3月31日を目途に市長が別に定める日とする。

3 中学生支給対象者及び高校生等支給対象者による申請及び本市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1)～(3) (略)

4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、申請が必要な高校生等支給対象者のうち中学生までの対象児童を養育している一般支給対象者に対する高校生等に係る給付金については、前2条の規定の例による。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 (略)

2 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、本市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和5年3月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、当該支給決定は取り消す

<p>ものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の長岡市子育て世帯家計支援給付金<u>支援</u>事業（物価高騰対応）実施要綱の規定は、令和5年度分の給付金から適用し、令和4年度分までの給付金については、なお従前の例による。</p>	<p>ものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の長岡市子育て世帯家計支援給付金<u>支給</u>事業（物価高騰対応）実施要綱の規定は、令和5年度分の給付金から適用し、令和4年度分までの給付金については、なお従前の例による。</p>
---	---

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

長岡市子育て世帯家計支援給付金支給口座登録等の届出書

長岡市長 様

長岡市
受付印

1. 届出者・申請者(児童手当受給者)

記入日 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	生年月日	住所 (令和7年2月12日時点の住民票所在地)
	昭和 平成	
	年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡先

※下欄の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 振込先口座(児童手当受給者本人名義の口座)

公金受取口座(マイナンバーに紐づけた口座)(通帳等の写しは不要です。)

下記に記入する口座(通帳等の写しを添付する必要があります。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	※右詰めで記入	※カタカナで記入
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に記入。)	通帳番号	口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。	1 0 ※	※右詰めで記入	※カタカナで記入

※ 窓口での現金支給を希望します。 (左のチェック欄への記入をお願いします。)

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由を下記に記入し、本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯家計支援給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯家計支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が住民記録等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この届出書は、市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和8年3月31日までに市が届出者に連絡・確認できない場合に、子育て世帯家計支援給付金が支給されないことに同意します。
- (6) 給付金の支給後、子育て世帯家計支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯家計支援給付金を返還します。

【全員必須】

申請者（振込口座の名義人）の本人確認書類の写しを貼ってください。

次の「公的機関から発行された顔写真付きのもの」のいずれか1つ
(マイナンバーカード（裏面は不要）、運転免許証、パスポート、在留カード等の写し等)

【表面に口座情報を記入した場合のみ】

通帳やキャッシュカードの写しを貼ってください。

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かるもの

※金融機関や支店の統合等後に、新しい通帳やキャッシュカードの交付を受けていない場合は、統合等前の古いものでも構いません。
(ただし、表面の口座記入欄には新しい情報を記入してください。)

令和 年 月 日

長岡市教育委員会子ども未来部子ども政策課長

郵便番号

住所

方書

氏名（子）さんの保護者 様

確認番号

連番

長岡市長 様

子育て世帯家計支援給付金(※)申請書(請求書)

※ 子育て世帯家計支援給付金とは、エネルギー、食衣料品価格等の物価高騰を踏まえ、子育て世帯の負担軽減支援策として、平成18年4月2日から令和7年3月31日までの間に生まれた児童で、令和7年2月12日から令和7年3月31日までの間において長岡市に住民登録されたことがある児童に1万円を支給するものです。

記入例を参考に、必要事項を記入し、必要書類を添付して、令和7年12月26日（金曜日）（消印有効）までにこの書類を返信用封筒に入れて返送してください。

支払日は、審査後に送付する「交付決定通知書」でお知らせします。申請から支払までに1～2か月程度を要する可能性があります。

(1) 申請・請求者（=振込先口座の名義人）

記入日

令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	生年月日	住所（令和7年2月12日時点の住民票所在地）
	昭和・平成 年 月 日	電話 ()
<small>※原則として、申請・請求者は児童と同居する父または母としてください。 ・次のいずれかに該当する場合は、児童を養育していることを確認できる書類の添付が必要となります。（裏面参照） ①児童と別居している父や母が申請する場合 ②児童と同居して養育している祖父母等が申請する場合</small>		続柄（○を付け、その他の場合は具体的に記入してください） 父 ・ 母 ・ その他 ()

(2) 配偶者（配偶者がいない場合は記入不要です。）

(フリガナ) 氏 名	生年月日	住所（令和7年2月12日時点の住民票所在地） （申請者と同居の場合は、記入不要です。）
	昭和・平成 年 月 日	電話 ()

(3) 給付金の対象児童

平成18年4月2日から令和7年3月31日までの間に出生した児童を記入してください。

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄 (子・孫など)	生年月日	申請者との 同居・別居	住所（令和7年2月12日時点の住民票所在地） （申請者と同居の場合は、記入不要です。）
1			平成・令和 年 月 日	同居・別居	
2			平成・令和 年 月 日	同居・別居	
3			平成・令和 年 月 日	同居・別居	
4			平成・令和 年 月 日	同居・別居	
5			平成・令和 年 月 日	同居・別居	

※児童が施設入所あるいは里親委託となっている場合は、施設管理者または里親に本給付金を支給します。

裏面も必ずご確認ください

（４）給付金の受取口座

給付金は、申請者本人名義の口座に振り込みますので、次のいずれか1つのチェック欄（□）にレを入れてください。

- ① 公金受取人口座（マイナンバーに紐づけた口座）（通帳等の写しは不要です。）
※当該口座の確認のため、担当部局に照会することを承諾したものとみなします。
- ② 下記に記入する口座（通帳等の写しを添付する必要があります。）

金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
		店番号			
ゆうちょ銀行		通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。		1 0 ※			

【上記に口座情報を記入した場合のみ】

上記口座の通帳やキャッシュカードの写しを貼ってください。

- ・金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかるもの
- ・金融機関や支店の統合等の後に、新しい通帳やキャッシュカードの交付を受けていない場合は、統合等の前の古いものでも構いません。
（ただし、上記口座記入欄には、新しい口座情報を記入してください。）



【全員必須】

申請者（振込口座名義人）の
本人確認書類の写しを貼ってください。

公的機関から発行された顔写真つきのもの

- ・マイナンバーカード（裏面は不要）
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード などのうち1点

【申請者と児童が別居の場合のみ】

申請者が自動を養育していることが
わかる書類の写しを貼ってください。

公的機関から発行された書類で、申請者と
児童の両方の氏名が記載されているもの

- 例
- ・子どもの健康保険証
 - ・子どもの医療費助成の受給者証
 - ・児童手当受給証明書

【誓約・同意事項】（必ずお読みください。この書類による申請は下記に誓約・同意したものとみなします。）

- (1) 申請・請求内容等に相違があった場合で支給要件に該当しないことが判明した場合には、支給済みの子育て世帯家計支援給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯家計支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民記録等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を求めます。
- (4) この申請書は、市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和8年3月31日までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長岡市子育て世帯家計支援給付金支援事業（物価高騰対応）実施要綱の規定は、令和6年度分の給付金から適用し、令和5年度分までの給付金については、なお従前の例による。

長岡市マタニティライフ応援金給付事業実施要綱の廃止について

本要綱の廃止は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため、報告事項とする。

1 廃止理由

令和5年度から長岡市出産・子育て応援給付金事業を開始したことに伴い、令和4年度で長岡市マタニティライフ応援金給付事業を終了したため、要綱を廃止するもの

2 施行日

令和7年4月1日

長岡市マタニティライフ応援金給付事業実施要綱を廃止する要綱
長岡市マタニティライフ応援金給付事業実施要綱（令和4年長岡市告示第134号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

長岡市不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正について

本要綱の一部改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため、報告事項とする。

1 改正理由

申請年度の前年度に不妊治療が終了した助成対象者について、申請に必要な書類の受領が当該年度を越え、当該年度中に助成を受けることができない事案があるため、実施要綱の一部を改正したもの

2 改正内容

- (1) 第5条第2項について、医療機関からの書類が間に合わない等、市長が特に認めた場合、申請年度の前年度分の自己負担額を申請年度の助成対象経費となるよう文言を加える。
- (2) 第7条第3項について、「助成金の支給の申請は、直近の受療日から1年を経過する日までに行わなければならない」を削る。

3 施行期日

令和7年4月1日

長岡市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

長岡市不妊治療費助成事業実施要綱（令和6年長岡市告示第415号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(助成対象経費)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、申請年度の前年度分の自己負担額を申請年度の助成対象経費とすることができる。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(助成金の申請)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <hr/> <hr/>	<p>(助成対象経費)</p> <p>第5条 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(助成金の申請)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 助成金の支給の申請は、直近の受療日から1年を経過する日までに行わなければならない。</u></p>

別記第1号様式を次のように改める。

長岡市不妊治療費助成金支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）長岡市長様

次のとおり長岡市不妊治療費助成金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

※太枠内をご記入ください

申請者	氏名		生年月日	年	月	日
	住所	〒 昼間の連絡先電話番号 ()				
配偶者	氏名		生年月日	年	月	日
	住所	※ 申請者と異なる場合のみ記入				
振込先	金融機関名	銀行、信金、農協 信組、労金			本店・営業部 支店・出張所	
	金融機関コード (数字4ケタ)		※ゆうちょ銀行は記載不要	店番号 (数字3ケタ)		※ゆうちょ銀行は記載不要
	預金種別	普通当座	口座番号			
	フリガナ					
	口座名義人 (申請者名義)					

※原則申請者の口座になります。申請者以外の口座の場合、委任状が必要です。

添付書類

- 1 長岡市不妊治療費保険医療機関等証明書（第2号様式）
- 2 医療機関、調剤薬局が発行した領収書及び診療明細書 ※原本（後日返却します。）
- 3 事実婚の場合は、事実婚関係に関する申立書（第3号様式）、両人の戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本
- 4 高額療養費や付加給付等がある場合は、その金額が確認できる書類の写し、限度額適用認定証等
- 5 振込先口座の写し

同意書（自署）

助成を受けるにあたり必要があるときは、長岡市が住民記録等の公簿等の確認を行うことや医療機関等に確認することに同意します。

(申請者)	(配偶者)
氏名	氏名

----- 以下長岡市記入欄 -----

上記の申請について、以下のとおり決定よろしいでしょうか。

所長	副所長	係長	係	起案	・	・
				決裁	・	・

受付

助成する ・ 助成しない

交付決定額

円

支出命令番号									
							-		

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

長岡市一時保育事業利用者負担軽減補助金交付要綱の制定について

本要綱の制定は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 制定理由

低所得者世帯及び支援が必要な児童がいる世帯の一時保育事業の利用料を補助する「利用者負担軽減」が国の一時預かり事業実施要綱に新設された。

当市においても当該事業を実施し、保護者の経済的負担の軽減及び児童の福祉向上を図るため、長岡市一時保育事業利用者負担軽減補助金交付要綱を制定し必要な事項を定めるもの

2 制定内容

(1) 補助対象者

- ア 一時保育事業による支援を受けた日において生活保護法第6条第1項に規定する被保護世帯
- イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税を課されない世帯
- ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が7万7,101円未満である世帯
- エ 長岡市要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他本市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、本市がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時保育事業の利用を促した者であって、一時保育事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯

(2) 補助対象経費

補助対象者が一時保育事業を利用するにあたり負担する費用（給食費等を除く。）とする。

(3) 補助金額（上限額）

- ア 上記（1）ア に該当する者 児童1人当たり日額3,000円
- イ 上記（1）イ に該当する者 児童1人当たり日額2,400円
- ウ 上記（1）ウ に該当する者 児童1人当たり日額2,100円
- エ 上記（1）エ に該当する者 児童1人当たり日額1,500円

3 施行日

令和7年4月1日

長岡市一時保育事業利用者負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者世帯及び支援が必要な児童がいる世帯等の一時保育事業の利用に要する費用の一部について、予算の範囲内において長岡市一時保育事業利用者負担軽減補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「一時保育事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 長岡市立保育園等一時保育事業実施要綱（平成19年長岡市教育委員会告示第21号）第2条に規定する一時的保育事業
- (2) 長岡市私立認可保育所等一時保育事業補助金交付要綱（平成13年長岡市告示第97号）第2条各号に定める事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、一時保育事業を利用した児童の保護者であって、次のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

- (1) 一時保育事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護世帯
- (2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない世帯
- (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が7万7,101円未満である世帯
- (4) 長岡市要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他本市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、本市がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時保育事業の利用を促した者であって、一時保育事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯

2 前項第2号及び第3号に規定する要件は、一時保育事業を利用した日が4月から8月までの場合にあつては前年度の、9月から翌年3月までの場合にあつては当年度の市町村民税又は市町村民税所得割合算額により判定する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が一時保育事業を利用するに当たり負担する費用（給食費等を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額と次の各号に定める補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とのいずれか少ない額とする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する者 児童1人当たり日額3,000円
- (2) 第3条第1項第2号に規定する者 児童1人当たり日額2,400円
- (3) 第3条第1項第3号に規定する者 児童1人当たり日額2,100円

(4) 第3条第1項第4号に規定する者 児童1人当たり日額1,500円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定めるところにより、市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、別に定めるところにより、実績報告書を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第9条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、これを当該実績報告をした者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、補助金を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

長岡市私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱等の廃止について

以下の要綱の廃止は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

- ・長岡市私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱
- ・長岡市私立幼稚園運営費等補助金交付要綱
- ・長岡市私立幼稚園等預かり保育推進事業補助金交付要綱

1 廃止理由

当事業は私立幼稚園を対象に運営費等の補助を行うことを目的としているが、対象となる施設が令和6年4月から休園しており、令和7年度以降についても現在再開する予定がないことから要綱を廃止するもの

2 施行期日

令和7年4月1日

長岡市私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱等を廃止する要綱
次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 長岡市私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱（平成10年長岡市告示第121号）
- (2) 長岡市私立幼稚園運営費等補助金交付要綱（平成10年長岡市告示第137号）
- (3) 長岡市私立幼稚園等預かり保育推進事業補助金交付要綱（平成12年長岡市告示第23号）

附 則

（施行日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の長岡市私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱に基づき補助金の交付申請をした者における同要綱第9条の規定は、なおその効力を有するものとする。

令和6年度 長岡市公立学校通学区域審議会報告

1 開催日時及び会場

- (1) 日時 令和7年3月28日(金曜日) 午前10時から午前11時35分まで
- (2) 会場 さいわいプラザ 4階 中央公民館 大ホール

2 出席者

委員 18名(欠席10名)
竹内教育部長ほか事務局3名

3 会議内容

報告事項

- ① 町名変更に伴う通学区域の変更について
- ② 学校統合による通学区域の変更について
- ③ 教育環境を考える保護者懇談会実施状況について

《委員からの主な意見》

- ・保護者懇談会を行う際、1・2歳児の保護者も加えていただきたい。
- ・懇談会でのアンケート結果も通学区域審議会の資料としていただきたい。
- ・統合については、未就学児の保護者の意見を十分聞いてもらうことが何より重要だと思う。
- ・スクールバスを運行している地域で、乗車基準に満たない中学生を、冬期だけでも乗車できるよう検討してほしい。

令和6年度 第2回長岡市文化財保護審議会報告

1 開催経過

感染症拡大防止及び報告事項のみのため書面開催したもの
令和7年3月11日（火曜日） 報告事項送付

2 送付先

委員 10名

3 報告内容

(1) 令和6年度長岡市内遺跡発掘調査の概要

調査概要

- ・本発掘調査 1件 長岡城跡 三の丸北側の堀跡を検出
- ・試掘確認調査 4件 大河津分水路地区、転堂遺跡、黒条地区、ササラ西遺跡隣接地

(2) 第3回長岡市文化財保存活用地域計画策定協議会について

- ・長岡市の歴史文化の特色について検討
- ・文化財の保存活用に関する将来像について検討

第4回長岡市文化財保存活用地域計画策定協議会報告

1 開催日時及び会場

- (1) 日時 令和7年3月26日(水曜日) 午後2時から午後4時まで
- (2) 会場 さいわいプラザ6階 大会議室

2 出席者

- ・委員9名（6名欠席、2名代理出席）
- ・金垣教育部参事・科学博物館長 神保館長補佐 鳥居文化財係長 他事務局1名
- ・(株) グリーンシグマ2名

3 会議内容（議題）

- (1) 第3章 長岡市の歴史文化の特性（修正案）について
- (2) 第5章 文化財の保存・活用に関する目標（将来像）（修正案）について
- (3) 第6章 文化財保存活用の課題・方針・措置（修正案）について
- (4) 第8章・第9章 関連文化財群・文化財保存活用区域（案）について

4 主な意見・質問

意見・質問	回答・対応案
<p>議題（1）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提示された歴史文化の説明文については、まだ事実認識が甘い部分があるので修正が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘いただいた部分を含め、再検証し修正したい。
<p>議題（3）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校の授業で AI を利用して古文書の解説を行い、新しい知見が得られた（作者が意識して変更した可能性が出た）。新しい調査研究方法の一つとして、デジタル技術の利用にも言及してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・方向性1の「知る」の項目に加えたい。
<p>議題（4）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連文化財群と文化財活用区域のストーリーが歴史文化の特性と対応していない。対応させる必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回はあくまで叩き台としてテーマを提示した。いただいたご意見を参考にさらに整理していきたい。なお、文化庁の見解では必ずしもそれぞれの特性が対応していないものも認められている。

令和6年度 第4回長岡市子ども・子育て会議報告

1 開催日時及び会場

- (1) 日時 令和7年3月17日(月) 午後2時～午後4時
- (2) 会場 ながおか市民防災センター 2階 研修室

2 出席者

委員17名、アドバイザー1名

子ども未来部長、保育課、子ども家庭センター、学校教育課、子ども・子育て課など

3 会議内容

《議 事》

- (1) 長岡市こども計画(案)に係る子ども・子育て会議委員からの意見について
- (2) 長岡市こども計画(案)に係るパブリックコメントについて
- (3) 令和7年度教育・保育施設の利用定員について
- (4) 令和7年度子育て支援に係る予算について

《その他》アドバイザーからのまとめ

4 議事(1)～(4)に関する結果及び意見・質疑について

委 員：パブリックコメントをはじめネットでも回答できるようにしたとのことだが、ネットでの回答の割合はどのくらいか。

事務局：約8割がネット回答でした。

5 アドバイザーからのまとめ

たくさんのパブリックコメントがあり、関心の高さがうかがえる。それはこどもにも意見を聴いたのが大きかったと思う。こどもの意見を聴くと親も関心を持つことにつながる。

福祉の社会で言われている「不安・不利・不信」の3つの「不」がある。そういったことを感じている人が地域の中に一定程度いるので、計画策定の中での一つひとつの事業の積み重ねにより、信頼していいんだよと思ってもらえたり、不利な状況を減らしていき、5年後には5年前より良くなったということが、実感であったり、データなどで表現できるといい。

不登校対策がフリースクールだけで終わらず、学校の中でこどもたちが居心地の良い場所、いることができる居場所も一緒に考えていただきたい。

発達支援はこどもの権利の一つだと思う。成長・発達を支えることは大事になってくるし、こどものいる場所すべてにおいて必要になってくる。保育園・幼稚園は、これまでは親の就労支援に軸足があったと思うが、それと同時に、こどもの支援として、こどもの成長・発達を促す場なんだということをはか浸透させていくかということが保育の質につながってくると思う。

こどもや子育て家庭を支えるときに、支援と応援がある。環境を整え、情報を提供すれば、そこで生きていける人には応援でいい。一方で、支援が必要な人には、介入的にもう一步踏み込んだものが必要。そのスキルを専門職の人が研修などでスキルアップして身に付け、応援と支援の双方の面から展開して、支えていってほしい。